

有 担 保 フ リ ー ロ ー ン

お使用みち	ご本人および2親等以内の親族の教育費用、自動車・耐久消費財購入費用、医療費、他金融機関のフリーローンの借換費用など生活に必要な費用に利用いただけます。 (事業資金・投機的資金・政治資金・負債整理資金にはご利用いただけません。)			
ご利用限度額	ご融資限度額は以下によります。 常用労働者の方(期限を定めずに雇用された給与所得者の方) 1億円以内 常用労働者以外の方については、雇用形態によりご利用いただける限度額が変わりますので『ろうきん窓口』までお問合せください。			
変動金利・固定金利の区分	<p>変動金利・固定金利の選択が可能です。</p> <p>1. 変動金利を選択された場合の借入利率変更の基準</p> <p>①借入利率については、金銭消費貸借契約書(借入要項)で定める基準金利を基準として、基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。</p> <p>②基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により当金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。</p> <p>2. 変動金利を選択された場合の借入利率の変更時期</p> <p>①借入利率は毎年4月1日および10月1日(いずれも当金庫の休日の場合には、翌営業日以下「見直し基準日」といいます。)に見直します。</p> <p>②見直し後の借入利率は、今回見直し基準日現在の基準金利を基に算出します。</p> <p>③前項により見直した借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の返済日の翌日から、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の返済日の翌日から適用されます。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">新金利適用日</td> <td style="width: 40%;">7月の返済日の翌日</td> <td style="width: 40%;">1月の返済日の翌日</td> </tr> </table> <p>④変動金利により、借入利率が上昇した場合の返済金の見直しについて</p> <p>○返済額はご融資から5年目ごとに利率、残高、返済期日をもとに再計算し、増額が必要かどうかを算出します。</p> <p>○5年間は返済額が変わりません。</p> <p>ご融資日から10月1日を5回経過した直後の2月分返済金より変更になります。</p> <p>○5年目の見直し時に当初契約期間内に返済が終了するように再計算されます。</p> <p>ただし、新返済金は見直し前の返済金の1.25倍が限度となります。</p> <p>なお、返済金額は1円単位となります。</p> <p>○最終約定返済日に元金などが残った場合、原則として一括返済していただくこととなります。</p> <p>⑤借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲載、または書面により通知するものとします。</p> <p>3. お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。</p>	新金利適用日	7月の返済日の翌日	1月の返済日の翌日
新金利適用日	7月の返済日の翌日	1月の返済日の翌日		
ご融資期間	40年以内です。			
ご融資方法	証書貸付			
ご返済方法	元利均等(毎回の元金と利息の合計額が同じ)による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。 繰上返済(一部・全額)はいつでも可能です。			

手 数 料	<p>○店頭掲示の手数料一覧表にてご確認ください。</p> <p>○早期全額償還取引におけるご留意点 2010年6月18日施行の改正利息制限法では、利息および融資関連の諸手数料、ならびに保証機関の保証料を合算して、同法の定める上限利率以下とするよう定められました。</p> <p>この法改正に伴い、同日以降ご契約の融資口座について、極めて早期にご融資金を全額償還いただいた場合に、ご契約時の約定通りに金庫で利息・手数料を、保証機関で保証料をいただくと、それらの合計額が同法の定める上限利率を超える場合も発生することになりました。</p> <p>この場合には、手数料および保証料の減免・返戻等を行うことにより、総額が制限利息以下になるよう、金庫および保証機関において調整いたします。</p>
担 保	<p>不動産（土地・建物） （注）担保順位は原則1番抵当権とします。</p>
保 証 人	<p>日本労働者信用基金協会が保証いたしますので、原則として保証人は不要です。 担保提供者・収入合算者の方は連帯保証人となっていただきます。</p> <p>保証料は「前受方式」と、「後受方式」とがあります。「後受方式」を選択された場合は、ご融資利率に保証料率を上乗せさせていただきます。 （保証料率については、店頭にてご確認ください。）</p>
条 件 他	<p>○勤続年数1年以上の方 （注）自営業者等の方は事業継続年数3年以上必要です。</p> <p>○年収150万円以上の方</p> <p>○最終弁済時年齢が76歳未満の方 ただし、「満76歳に達するまでに一括返済する」旨の念書をご提出いただくか、直系卑属たる承継人を連帯債務者としていただく場合は、76歳を超えて返済期間を設定する事もできます。</p> <p>○団体信用生命保険に加入できる方（幹事保険会社 明治安田生命） 万一の場合に備えて、ろうきんが掛け金（保険料）を負担して明治安田生命（幹事保険会社）のろうきん団体信用生命保険に加入いただいております。 加入時の「健康告知」・「年齢」等により加入できない場合もございます。加入が出来ない場合はご融資をお断りさせていただくこともありますので詳しくはろうきんまでお問い合わせください。</p> <p>○火災保険にご加入いただきます。 万一の場合に備えて、掛け金についてはお客様の負担により、担保となる建物に対して火災共済（火災保険）に加入いただいております。 なお、ろうきんの窓口においても窓販火災保険（共済）を取扱っておりますのでお気軽にご相談ください。</p>
つなぎローン	<p>対象外とします。</p>
ご 提 出 書 類	<p>申 込 時</p> <p>○ろうきんローン借入申込書兼保証依頼書（有担保用）</p> <p>○個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 お客様から提出していただいた同意書により、同意の範囲内で個人情報を取得いたします。 同意なく不適切な方法にてお客様の個人情報を取得することはありません。また同意書において提示した利用目的以外には、お客様の個人情報を使用いたしません。</p> <p>○お客様ご確認シート お客様にご利用いただく融資商品について、内容を了解した旨の確認としてご提出いただきます。</p> <p>○確認提出書類</p> <p>1. 本人確認書類（債務関係人全員） 写真貼付の確認書類（運転免許証・パスポート等）とし、所持されていない方は、印鑑証明書・保険者証等複数の確認書類で確認させていただきます。</p>

2. 年収確認書類（申込人・収入合算する連帯債務者・収入合算する連帯保証人）
前年の源泉徴収票・公的証明書のいずれか（源泉徴収票の場合公的証明書を求める場合があります）
（注）年度途中で就職され、年間収入が確認できない場合は、お申込の直近月から遡り新職場での連続した12カ月間の給与明細などをご提出ください。
3. 勤続年数確認書類
 - ①健康保険者証
 - ②国民健康保険者証の場合は勤続年数確認ができませんので、雇用内容証明願をご提出いただきます。
 - ③自営業者の場合は過去3年間の確定申告書（税務署受付印がある）をご提出いただきます。
4. 資金使途確認書類
 - ①土地・建物の売買契約書・重要事項説明書・建物工事請負契約書・建物工事見積書（後日正式契約書必要）・建物工事明細書・物件所在地付近の見取図等必要資金に応じてご提出いただきます。
 - ②購入予定・建物建設地の登記簿謄本（過去2カ月以内）・建設地が幅4メートル以上の公道に接していない場合公道までの進入路の土地要約書・公図
 - ③建物の設計図または見取図・確認済証または検査済証
 - ④土地を購入される場合は、実測図・田を転用して宅地とする場合は農地転用許可申請書
 - ⑤住宅ローンを借替される場合は、借入先の残高証明書・返済記録（返済通帳）
5. 団体信用生命保険申込書兼告知書
6. 2親等以内の親族の方に関係する資金使途である場合、申込人との続柄が確認できる書類が必要となります。
7. その他必要書類

契約時

- ①ろうきんローン契約書（金銭消費貸借契約書）
- ②保証委託契約に基づく抵当権設定契約証書
- ③委任状（担保に入れる不動産を所有している方のみ）
- ④登記原因証明情報
- ⑤印鑑証明書（申込人・連帯債務者・担保提供者兼連帯保証人）債務関係人全員
- ⑥団体信用生命保険申込書兼告知書（当初告知日から90日を経過した場合再提出）
- ⑦登記識別情報または登記済証
- ⑧登記取次依頼書
- ⑧その他必要書類
※最終資金実行迄に火災保険証書（写）または申込書（写）をご提出いただきます。
※必要資金の確認資料として、振込票（写）・領収書（写）を資金実行後速やかにご提出願います。

融資審査の結果によりご希望に添えない場合がありますが、ご提出いただいた書類は原則ご返却いたしかねますのでご了承ください。

なお、上記のご提出書類は当金庫で13カ月保管した後に処分させていただきます。

【詳細についてはくろうきん>までお問い合わせください。
なお、店頭にて融資内容確認書をご用意しています。】

<p>ろうきんへの 相談・苦情・ お問い合わせ</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>
<p>第三者機関に 問題解決を相 談したい場合</p>	<p>弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介いたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 受付時間 平日 午前9時～午後5時 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>